

国際課税トピックス

1 米国における動向

米国では、税制改革の動きが盛んであり、1998年1月に米国会計検査院(GAO)が公表した報告書("Tax Administration-Potential Impact of Alternative Taxes on Taxpayers and Administration")では、消費税、支出税そしてフラット・タックス(Flat Tax:以下「FT」という。)等が検討されている。また、AICPAにおける検討をベースとした"Changing America's Tax System: A Guide to the Debate"(John Wiley & Sons, Inc)等が同様の内容である。さらに、1998年6月には、米国下院において、2002年末までに現行税法を廃止する法案が可決されている。このように現行税制の手直しではなく、大胆な税制のデザインの論議が米国において盛んな理由は、現行の税制が複雑になりすぎて一部の納税義務者が租税の優遇を享受している現状の打破と、推測ではあるが、現在の米国の好況を継続させるために、今のうちに税制を改革して経済的発展を継続させようとする提案者の意図があるように思われる。

2 FTの動向

先の米国大統領選挙において、候補者であったフォーブス氏が現行の累進税率ではない単一税率を使用するFTを提唱して注目を集めたが、大統領選挙の終了と共に、FTに関する報道が行われず、選挙のキャンペーン用であったと理

解するむきもあろうが、このFTは、スタンフォード大学のRobert Hall及びAlvin Rabushka博士により考案されたものといわれている。これまで、個人が得る所得を課税標準として累進課税を適用する現行の所得税に対して、支出を課税標準とする支出税が提案されていたが(例えば、1955年のカルドアの支出税、1978年のミード報告等)、FTは、この現行所得税と支出税の中間的な形態に分類されるものと思われる。米国議会では、1997年3月にFTの法案が米国下院において提案されている(H. R. 1040)。また、米国議会の合同経済委員会(Joint Economic Committee:以下「JEC」という。)においても、FTが検討されている。

米国の税制改革 ～フラット・タックス

3 FTの概要

米国下院において提案されたFT法案(提案者である議員の名前をとってArmev-Shelby Flat Taxといわれている。)及びJECの議論は、FTを現行の所得税に代わる21世紀の税制としており、その趣旨は、現行所得税の一部の手直しではなく、根本的な改正を意図している。

同法案におけるFTは、法人(パートナーシップ、S法人等を含む。)及び個人に一律17%の税率で課税する(導入後最初の2年間については20%)。そして、納税申告書は、10行ほど

Topics of International Taxation

の葉書大の大きさとなる。そして、課税の対象となる所得は、個人の場合、利子及び譲渡所得等を除く所得から人的控除の金額を控除して課税所得が算定される。したがって、これまで控除されていた住宅へのローンの利子は控除できないことになる。

法人及び事業所得者の場合、売上金額から売上原価、人件費、設備等の取得費を控除することができる。したがって、購入した資産の価額は、購入時に一括して損金になることから、減価償却等の計算は不要となる。

4 FTの長所と短所

FTは、個人及び事業（個人事業者及び法

人）としている。したがって、FTでは、現行の特別な控除、免税及び税額控除がなくなることになる。

また、FT法案の税率である17%は、現在米国の納税義務者が負担している租税負担率（33%）と比較すると、大幅な減税になるという提案者の説明である。

FTは、現行の所得税法に対するアンチテーゼとして提案された支出税と比較すると、理論的には共通する部分があるが、内容が簡素である点では優れているものといえる。しかし、では、具体的にこの税制を現行の所得税法・法人税法に置き換えられるかという実行可能性については、疑問がある。現に、FTを推進する立場にあるのは、主としてエコノミストが中心であるのに対して、租税の専門家の間では、反対が多い。例えば、税率が17%では、歳入が大きく減少するという試算が出されている。また、FT推進論者は、FTでは、人的控除の金額を大きくすることにより逆進性の問題は解消しているが、低所得者層にFTは負担を増加させるという批判もある。また、米国産業界もFTに対しては、反対か又は静観している状態である。

FTの導入については、現在のところ、当分の間、検討を要するようと思われるが、米国におけるこのような税制論議は、この国のある種の活力であり、その意味では、注目に値するものと思われる。

日本大学教授 矢内 一好

の動向 の検討～

人）の支出を基準として課税する税であることから、利子、配当及び譲渡所得への課税はなく、現行制度におけるように、課税を受けた税引後の金額を貯蓄又は株式購入に充てて生じる利子及び配当に対して所得課税と利子・配当課税という二重課税の問題は生ずることがなく、同様に、配当に係る法人及び株主段階における二重課税も生じないことになる。

現行の累進税率については、高額の所得を得ようとする労働意欲をそぎ、高額所得者を租税回避に向かわせているということから、その対策として税制が複雑化して、公平性を欠いてい